

国立大学法人琉球大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

本学の役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、文部科学省国立大学法人評価委員会の行う業績評価の結果を勘案し、経営協議会の議を経て、当該役員の職務実績に応じ、学長がその額の100分の10の範囲内で増額又は減額することとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	平成23年1月1日改正:報酬月額について0.2%減額し、期末特別手当の支給割合について6月期を100分の140に、12月期を100分の155に引き下げた。
理事	平成23年1月1日改正:報酬月額について0.2%減額し、期末特別手当の支給割合について6月期を100分の140に、12月期を100分の155に引き下げた。
理事(非常勤)	該当なし
監事	平成23年1月1日改正:報酬月額について0.2%減額し、期末特別手当の支給割合について6月期を100分の140に、12月期を100分の155に引き下げた。
監事(非常勤)	改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,525	千円 12,747	千円 4,778	千円 ()			
A理事	千円 13,899	千円 10,074	千円 3,775	千円 49 (通勤手当)		3月31日	※
B理事	千円 13,899	千円 10,074	千円 3,775	千円 49 (通勤手当)			
C理事	千円 13,899	千円 10,074	千円 3,775	千円 49 (通勤手当)			

D理事	千円 13,873	千円 10,074	千円 3,775	千円 24 (通勤手当)			※
E理事	千円 12,905	千円 8,262	千円 3,266	千円 49 (通勤手当) 511 (地域手当) 816 (単身赴任手当)			◇
A監事	千円 12,893	千円 9,378	千円 3,515	千円 ()			※
B監事 (非常勤)	千円 480	千円 480	千円 ()	千円 ()			

注1 「地域手当」とは、就任直前に、民間の賃金水準が本法人より高い地域に在勤していた役員に支給しているものである。

注2 「前職」欄の「◇」は役員出向者であることを、「※」は独立行政法人等の退職者であることを示す。

注3 総額、各内訳について千円未満切捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事	千円	年	月			該当者なし	
理事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	
監事	千円	年	月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年	月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標、中期計画(業務の効率化・省力化等を踏まえ、総人件費の適正な水準を維持する。)に留意し、当法人で決定された当初予算の範囲内で運用。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与制度に定める職種を参考とし、社会一般の情勢及び国家公務員の給与水準等を考慮して決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

当大学で定めた職員の評価基準を基に、職員の成績等を考慮し、本給の昇給・昇格及び勤勉手当に反映させている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じてそれぞれ支給割合を決定する。(国家公務員の給与制度に準拠)
昇給	1月1日に同日前1年間の勤務成績に応じて、1号数から8号数の範囲で昇給させることができる。
昇格・降格	昇格: 教員については、本学が定める昇格要件を満たした者は、職制に応じて上位の級に決定出来る。 教員以外の職員については、特に勤務成績が優秀で、かつ本学が定める昇格要件を満たした者は上位の職務の級に決定することが出来る。
	降格: 勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することが出来る。

ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

- (1) 自宅に係る住居手当を廃止する改正(平成22年4月1適用)
- (2) 時間外労働手当の割増率を上げる改正(平成22年4月1適用)
 - 1か月60時間を超える時間外労働手当の割増率を100分の25引き上げ
- (3) 教員特殊業務手当の額を引き上げ、義務教育等教員特別手当の額を引き下げる改正(平成22年4月1日適用)
- (4) 管理職手当の支給対象役職名を改める改正(平成22年4月1日適用)
 - ・医学研究科の部局化及び事務組織の改組に伴い、管理職手当の支給対象役職名を改めた
- (5) 常勤職員の中高年層の本給月額について、平均0.1%減額する改正(平成23年1月1日適用)
- (6) 55歳を超える職員のうち、一般職本給表(一)6級以上(相当職を含む。)の本給月額、管理職手当を1.5%減額する改正(平成23年1月1日適用)
- (7) 本給の調整額の調整基本額を減額する改正(平成23年1月1日適用)
 - 一部の本給表の等級について本給の調整基本額を100円減額
- (8) 期末手当、勤勉手当を減額する改訂(平成23年1月1日適用)
 - ・期末手当の支給率を6月期100分の122.5に12月期の支給割合を100分の137.5に引き下げ
 - ・勤勉手当について、6月期及び12月期の支給割合を100分の67.5に引き下げ
- (9) 診療報酬点数改定に伴い、診療に貢献した医師等へ一時金を支給するための改正(平成23年3月1日適用)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

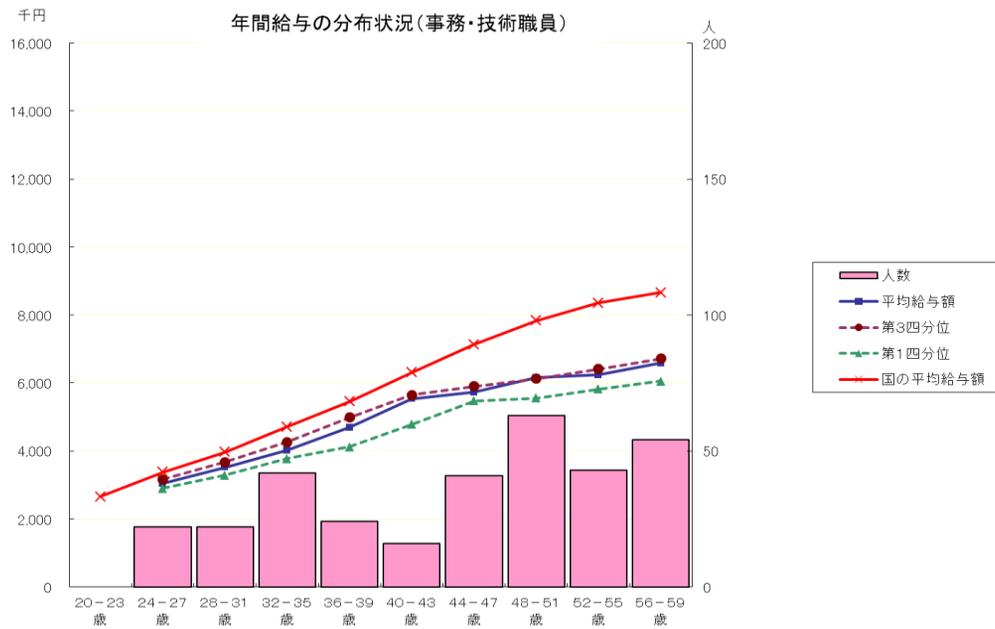
区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	1,440	46.4	6,801	5,032	49	1,769
事務・技術	327	45.2	5,432	4,044	47	1,388
教育職種 (大学教員)	732	49.1	8,219	6,049	47	2,170
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	266	41.1	5,016	3,753	51	1,263
技能・労務職種	16	54.7	5,349	3,986	80	1,363
教育職種 (附属義務教育学校教員)	39	42.2	6,496	4,873	61	1,623
医療職種 (病院医療技術職員)	58	43.3	5,457	4,052	60	1,405
その他医療職種 (看護師)	2	—	—	—	—	—
非常勤職員	204	32.7	3,628	3,036	41	592
事務・技術	30	42.7	3,474	2,640	56	834
教育職種 (大学教員)	13	38.4	6,385	4,863	18	1,522
医療職種 (病院医師)	72	33.0	3,328	3,328	35	0
医療職種 (病院看護師)	72	27.4	3,544	2,682	43	862
技能・労務職種	4	34.3	2,740	2,077	73	663
医療職種 (病院医療技術職員)	13	31.3	3,618	2,760	35	858

注1 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2 「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」については該当者がいないため、表の作成を省略した。

注3 常勤職員の「その他医療職種(看護師)」については、該当者が2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

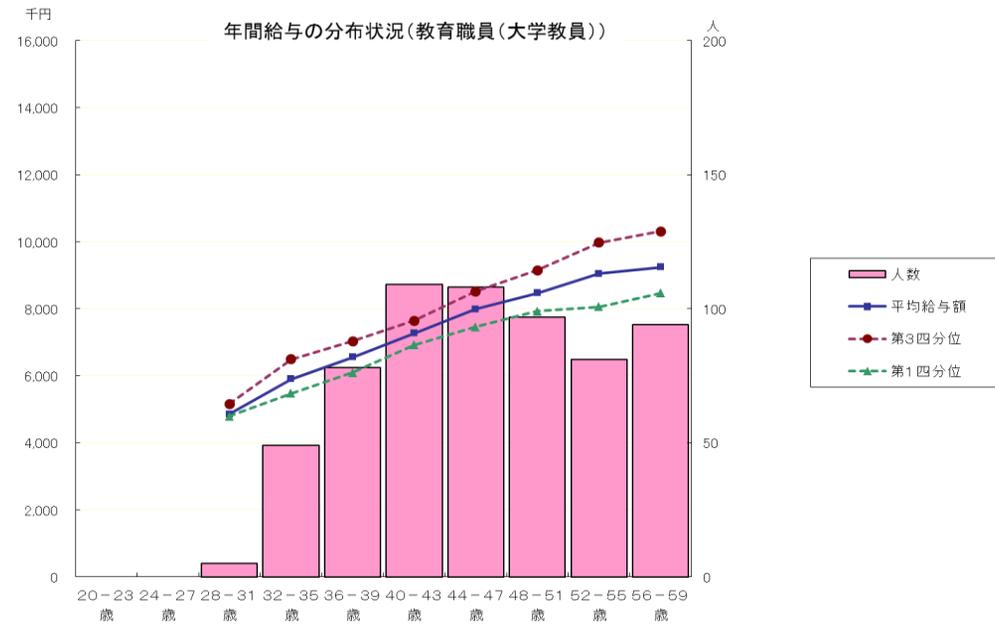


(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第3分位	第1分位
部長	4	56.3	-	-	9,837	-	-
課長	22	52.6	7,255	8,462	7,767	8,462	8,462
課長代理	31	53.2	6,182	6,599	6,358	6,599	6,599
係長	156	48.5	5,411	6,006	5,641	6,006	6,006
主任	37	47.4	4,472	5,754	5,265	5,754	5,754
係員	77	31.5	3,160	3,971	3,619	3,971	3,971

注1 「課長」には、課長相当職である「事務長及び室長」、「課長代理」には、課長代理相当職である「室長、事務長代理及び専門員」を含む。

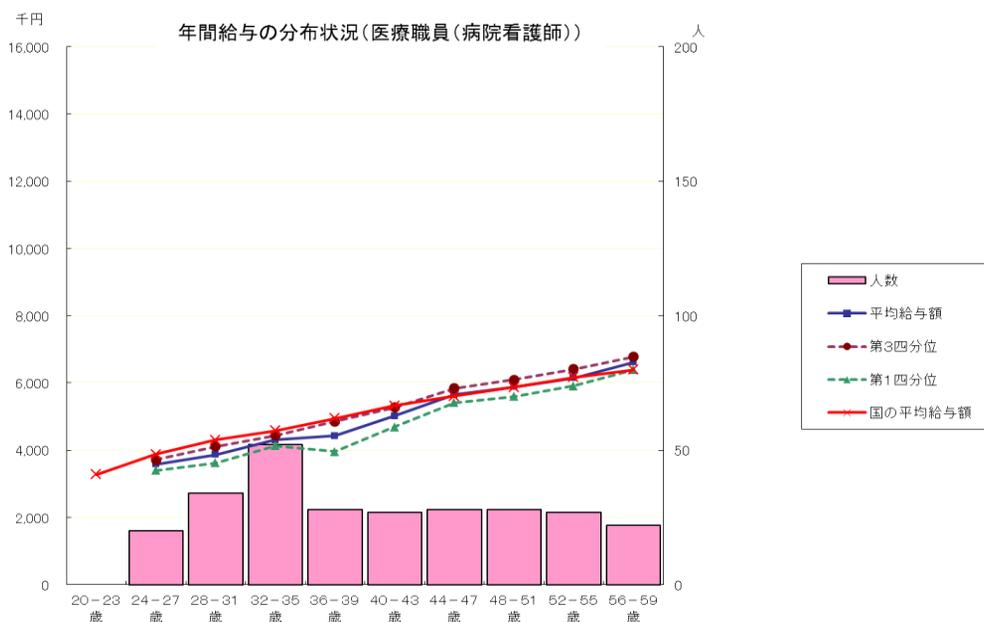
注2 部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年間給与の第1・第3分位については表示していない。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第3分位	第1分位
教授	289	55.8	8,956	10,297	9,693	10,297	10,297
准教授	230	46.7	7,232	8,250	7,747	8,250	8,250
講師	49	45.8	6,782	8,080	7,313	8,080	8,080
助教	146	40.9	5,936	7,005	6,470	7,005	7,005
助手	1	-	-	-	-	-	-
教務職員	17	49.0	4,901	5,663	5,263	5,663	5,663

注 「助手」の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
看護部長	1	—	—	—	—
副看護部長	3	56.8	—	7,090	—
看護師長	21	50.5	5,994	6,286	6,572
副看護師長	57	48.7	5,289	5,779	6,362
看護師	184	37.2	3,827	4,507	5,200

注1 「看護部長」の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項について記載していない。

注2 「副看護部長」の該当者は3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「第1分位」及び「第3分位」の事項については記載していない。

注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		一般職員	一般職員 主任	主任 係長	係長, 課長 代理, 課長	課長代理 課長
人員 (割合)	327 人	20 人 (6.1%)	60 人 (18.3%)	169 人 (51.7%)	45 人 (13.8%)	23 人 (7.0%)
年齢(最高 ～最低)		29～24 歳	51～27 歳	59～34 歳	59～44 歳	59～39 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,571～2,107 千円	3,803～2,288 千円	4,988～2,739 千円	6,863～4,062 千円	7,334～4,599 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,350～2,836 千円	5,095～3,079 千円	6,718～3,683 千円	8,734～5,589 千円	9,410～6,401 千円

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長 部長	部長	部長 事務局長	事務局長	事務局長
人員 (割合)		7 人 (2.1%)	3 人 (0.9%)	該当者なし ()%	該当者なし ()%	該当者なし ()%
年齢(最高 ～最低)		59～49 歳	58～50 歳	-	～	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)		7,041～5,650 千円	8,286～7,516 千円	-	～	～
年間給与 額(最高～ 最低)		9,222～7,581 千円	11,129～10,035 千円	-	～	～

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教 助手	講師	准教授	教授	教授
人員 (割合)	732 人	17 人 (2.3%)	147 人 (20.1%)	50 人 (6.8%)	229 人 (31.3%)	289 人 (39.5%)	該当者なし ()%
年齢(最高 ～最低)		59～31 歳	62～28 歳	64～32 歳	63～33 歳	64～42 歳	
所定内給 与年額(最高 ～最低)		4,392～2,823 千円	6,311～3,550 千円	6,705～3,468 千円	7,529～4,060 千円	9,367～5,376 千円	
年間給与 額(最高～ 最低)		5,947～3,801 千円	8,107～4,778 千円	8,865～4,755 千円	10,163～5,545 千円	12,550～7,505 千円	

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長 看護師長	看護師長 副看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	266人	該当者なし (0%)	184人 (69.2%)	64人 (24.1%)	14人 (5.3%)	3人 (1.1%)	1人 (0.4%)	該当者なし (0%)
年齢(最高 ～最低)		～	57～25歳	58～31歳	59～44歳	58～54歳	-	
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～	4,858～2,339千円	5,015～3,284千円	4,942～4,092千円	5,425～4,937千円	-	
年間給与 額(最高～ 最低)		～	6,536～3,135千円	6,694～4,358千円	6,872～5,692千円	7,423～6,834千円	-	

注 6級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.6	% 67.2	% 65.0
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 37.4	% 32.8	% 35.0
	最高～最低	% 51.6～33.0	% 44.0～29.1	% 45.3～30.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 68.5	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.6	% 31.5	% 33.4
	最高～最低	% 42.4～31.6	% 38.0～27.9	% 39.3～30.2

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.8	% 68.5	% 66.8
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.2	% 31.5	% 33.2
	最高～最低	% 44.9～33.6	% 39.7～29.6	% 42.1～31.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 68.4	% 66.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.6	% 31.6	% 33.5
	最高～最低	% 51.0～32.0	% 46.4～28.2	% 48.6～30.0

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% -	% -	% -
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% -	% -	% -
	最高～最低	% ～	% ～	% ～
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.5	% 68.5	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.5	% 31.5	% 33.4
	最高～最低	% 38.1～32.4	% 33.9～28.6	% 35.9～30.4

注 医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)	
对国家公務員(行政職(一))	79.9
对他の国立大学法人等	93.5
(教育職員(大学教員))	
对他の国立大学法人等	94.1
(医療職員(病院看護師))	
对国家公務員(医療職(三))	96.2
对他の国立大学法人等	95.7

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「对他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 79.9	
	参考	地域勘案 86.6 学歴勘案 78.4 地域・学歴勘案 86.0
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であるとする。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 41.3% (国からの財政支出額 12,804百万円、支出予算の総額 30,985百万円：平成22年度予算)	
	【検証結果】 本学の給与水準は、対国家公務員指数が79.9であり、適正なものとなっている。 【累積欠損額について】 —	
講ずる措置	引き続き、国家公務員等の給与水準を参考に、適正な給与水準を維持する。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 96.2	
	参考	地域勘案 98.5 学歴勘案 94.7 地域・学歴勘案 96.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であるとする。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 41.3% (国からの財政支出額 12,804百万円、支出予算の総額 30,985百万円：平成22年度予算)	
	【検証結果】 本学の給与水準は、対国家公務員指数が96.2であり、適正なものとなっている。 【累積欠損額について】 —	
講ずる措置	引き続き、国家公務員等の給与水準を参考に、適正な給与水準を維持する。	

○教育職員(大学職員)と国家公務員との給与水準の比較指標 91.3

注 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成22年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

【なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。】

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 12,026,396	千円 12,043,121	千円 (%) △16,725 (△0.1)	千円 (%) -
退職手当支給額 (B)	千円 951,937	千円 1,804,607	千円 (%) △852,670 (△47.2)	千円 (%) -
非常勤役職員等給与 (C)	千円 3,150,386	千円 2,850,006	千円 (%) 300,380 (10.5)	千円 (%) -
福利厚生費 (D)	千円 1,829,953	千円 1,722,142	千円 (%) 107,811 (6.3)	千円 (%) -
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 17,958,672	千円 18,419,876	千円 (%) △461,204 (△2.5)	千円 (%) -

注1 「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費等により雇用される職員に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2 「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

・「給与、報酬等支給総額」については、平成18年4月に本給表の水準を全体として4.8%引き下げたことによる影響、平成22年に中高年層の本給月額を0.1%引下げたこと、職員の定員削減等により、対前年度比0.1%(16,725千円)減となっている。

・「退職手当支給額」については、定年退職者数が減少したことにより、対前年度比47.2%(852,670千円)減となっている。

・「非常勤役職員等給与」については、外部資金による雇用、附属病院収入増対策のため非常勤職員の雇用などを増やしたこと等により、対前年度比10.5%(300,380千円)増となっている。

・中期目標において、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。」こととし、中期計画において、「平成18年度からの5年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。」こととしている。

【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないと考える。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	13,496,968	12,775,587	12,634,833	12,500,201	12,043,121	12,026,396
人件費削減率 (%)		△5.3	△6.4	△7.4	△10.8	△10.9
人件費削減率(補正值) (%)		△5.3	△7.1	△8.1	△9.1	△7.7

注1 「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の年間平均給与の増減率はそれぞれ 0%、0.7%、0%、▲2.4%、▲1.5%である。

注2 基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項 特になし。